

福井市公正入札調査等委員会の開催概要について

このことについて、令和4年度福井市公正入札調査等委員会（第2回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

1 日 時 令和4年11月14日（月） 10:00～11:30

2 場 所 福井市役所 第1委員会室

3 出席委員 委員5名

4 議事次第

(1) 開会

(2) 議題

- ・入札及び契約手続きの運用状況の報告（令和4年6月～令和4年9月）

- ・抽出事案審議（5件）

(3) その他

- ・管工事における入札状況の報告

(4) 閉会

5 会議概要

(1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告（契約課）

- ・契約件数、請負率の状況について説明。

Q 企業の技術力には差があると思うが、完成してからいろいろな結果が出ては困る。その辺はどうか。

A 技術力の検証はしていないが、監察パトロールと称し、検査課の職員が現場に行き、施工中の体制に不備がないかをチェックしている。安全管理や工事看板などについてチェックしながら指導している中で、これまでは問題はなかった。

Q 資格要件等の概要で、例えば750点以上800点未満とあるが、点数に過去の工事高以外に技術力や資格要件などがカウントされているのか。ISO や最近だとカーボンニュートラルやSDGsなどがあり、そういったものはあまり評価しないのか。

A 総合評価方式の場合はそういったものも考慮し採点している。総合評価方式以外については、来年4月に予定しているランク制が始まると、除排雪や保護観察を労働局に申請していることなど加味するようになる。

(2) 企業局の入札及び契約手続きの運用状況の報告（経営管理課）

- ・契約件数、請負率の状況について説明。

(3) 抽出事案審議

ア 審議事案1

謡谷線林道施設災害復旧工事（指名競争入札）

Q 落札した業者は現場との結構距離があるところだが、隣接区域の業者もある中で、この業者になったのはなぜか。特別な技術があるとか、何かあるのか。

A 昨年の災害復旧工事でいろいろな工事が既に発注されており、業者もなかなか手の回らない状況にあり入札参加者数が少なった。今回、落札した業者は、近く隣接する河川工事をしていることで、重機の設置、施工の手間、人員配置などの採算を考えた上で、唯一応札してくれたものであると推測する。

イ 審議事案2

道保No2-5 橋梁補修工事（指名競争入札）

Q 請負率が99.59と非常に高いことや、言い値と思える業者もあるが、工事内容が非常に難しいとか、場所が不便であるとか、比較的隣接でも嫌厭してしまうような工事なのか。

A 工事場所は、山間部の集落に向かう途中の橋梁である。地域業者、周辺業者でも現場までの距離が遠く、5km、10kmぐらいの距離があるため、重機の輸送や人員配置でコストがかかる。隣接でも山奥で結構距離があるため、そこが嫌厭される要因かと思う。

Q 舗装工事などは失格者が多い傾向にあると見受ける。何か理由があるのか。

A しっかり競争が働いているものだと考えている。各業者、ぎりぎりでもいいので仕事欲しいという結果の表れである。

Q 最低制限価格の率について、工事の難易度や手間等に反映できないのか。

A 最低制限価格の率については、国土交通省で決められている全国一律のことなので、福井市独自ではできない。

ウ 審議事案3

福井市聖苑火葬炉設備更新工事实施設計業務委託（条件付一般競争入札）

Q 資格条件該当者数35者で、参加者数が3者と参加者数が少ない。同じ時期に発注が集中することや、現場が遠いなどの理由ではないと思われるがどうなのか。

A 35者中、設備設計を専門に行っているのは約3者くらいと、設備設計業者数はもともと少ない。建築設計の場合には、設備や構造などを下請けなどに出して発注することも一般的に行われているので、設備業者に絞らず、全体的に狭めることなく発注したが、設備の下請けと金額や日程までの折り合いをつけてまで応札しなかったものとする。

Q 火葬場の炉の入れ替えであって、建物のリニューアルではないが、市内の建築事務所等に設計を発注した理由は。

A 炉の改修は当然であるが、炉の改修を入れるにあたり、建物の壁を壊すことや、壁を取り壊すことに伴う構造確認は建築事務所でもできることから、炉そのものはメーカーに話を聞いてもらわないといけないが、福井市の業者でもできると判断した。

エ 審議事案4

R4 工番 201 号 町屋幹線移設工事（総合評価落札方式一般競争入札）

Q 資格要件に「3者の共同企業体」とある。3者の意味は何かあるのか。

A 推進600mm以上の推進施工実績のある業者が少ないため、施工実績を経験していただくためにも、口径の大きい推進管については3者によるJVで発注している。

オ 審議事案5

東郷小学校災害用マンホールトイレ設置工事（指名競争入札）

Q 指名業者の選定数について、どのような基準でやっているのか。

A 指名業者の定数には基準があり、設計額によって何者以上何者以内と決められている。今回の場合は、400万円なので5者以上9者以内であるが、当該地区だけで選ぶと業者が足りないことから、隣接や基準内ではなく上位に広げていき、結果7者で指名を行ったものである。工事の金額によって業者の数が決められ、その中に納まることや、届くまで指名をしているということである。

(4) その他

管工事における入札状況の報告

管工事の入札について、今後も引き続き調査する。